

第67回京都大学11月祭全学実行委員会（第1回）

2025年5月29日（木）

【注意事項】

- 注意1 本会議のレジュメは、参加者に配布しております。
- 注意2 本会議のミーティングのURLやレジュメ、議事録のパスワード(ある場合)を他者に共有する行為は行わないでください。
- 注意3 発言を希望する際には挙手をしてください。議長が発言者を指名するので、指名されてから発言してください。
- 注意4 発言時には、団体名あるいは団体名と、氏名を述べるようにしてください。議事録作成中は、発言者を団体名あるいは企画名、氏名で記録しますが、閉会後に議事録が共有される際には、委員長および全学実行委員会内の組織、全学学生自治会同学会内の組織等を除いては、アルファベットなどで置換します。
- 注意5 本会議の円滑な進行を妨害する行為が確認された場合、当該行為を行った者に対して、委員長が退場を命じことがあります。
- 注意6 本会議において、会議参加者に無断で録画・録音する行為は禁止されています。
- 注意7 議決・承認は、対面参加者は拍手で行います。
- 注意8 議決・承認後に離席者からの意見があれば、受け付けるものとしますが、その扱いについては個別に判断します。

（Google Meet参加者）

- 注意9 表示名は、「団体名_氏名」あるいは「企画名_氏名」としてください。個人の場合は氏名のみで構いません。
 - 注意10 発言時以外は、マイクをミュートに設定してください。
 - 注意11 議決・承認は、Google Meetの「挙手」機能を使用して行います。
 - 注意12 議決・承認において、離席者が存在するために会議参加者の一部または全部からの応答が得られない場合には、応答がない者を除いて議決・承認を行います。ただし、議決・承認後に当該離席者からの意見があれば、受け付けるものとしますが、その扱いについては個別に判断します。
- 注意13 本会議は、本日21:00には閉会します。

【議事録】

開会時刻 19:30

閉会時刻 21:05

委員長：時間になった。開会する。昨年度の全学実行委員長、工学部4回の芳賀である。今年度の委員長選出まで議事の進行を行う。注意事項を確認する。（注意事項読み上げ）「第67回京都大学11月祭全学実行委員会への提案」を確認してほしい。「1.議事(案)」について異議がある方はいるか。

環対委員会：環境対策についての提案をする。「(5)事務局の任務及びその基本姿勢」のあとに扱っていただきたい。

委員長：何か異議はあるか。なければ、その案を通す。

北部祭：京都大学全学学生自治会同学会の代理である。「「学生らによる自主的・主体的11月祭」宣言について」を扱いたい。

委員長：議事の確認をする。「(5)事務局の任務及びその基本姿勢」の後に、環境対策についての提案を扱い、その後「「学生らによる自主的・主体的11月祭」宣言について」を扱う。なにか異議はあるか。

事務局：議事(6)が終わったら、関係者以外の事務局員の退出を認めてほしい。

委員長：異議はあるか。ないようなのでそのようにする。他にあるか。ないようなので進め。議事(1)「全学実行委員会結成決議」にうつる。全学実行委員会の結成に異議はあるか。（全員拍手）

委員長：結成が承認されたものとする。議事(2)「全学実行委員会委員長選出議長選出」にうつる。全学実行委員長の立候補、推薦はあるか。

事務局：事務局は全会一致で経済学部3回生竹川晴斗を推薦する。

委員長：その他、立候補、推薦はあるか。ないようなので、今推薦があった竹川晴斗を委員長とすることに異議はあるか。（全員拍手）承認されたものとし、議長を交代する。

委員長：ただいま委員長に選出された竹川だ。ただいまから、議長も兼任してよいか。（全員拍手）。

委員長：全員の賛成が得られたため、ここからの進行は私が行う。

委員長：議事(3)「事務局の承認」にうつる。

事務局：例年同様、事務局員全員が自己紹介を行う形での承認に移る。（自己紹介）以上、116名。

委員長：彼らを今年度の11月祭事務局員として承認することに異議等はないか？（全員拍手）賛成が得られたため、ただ今をもって第67回全学実行委員会本部事務局は結成された。

委員長：議事(4)「全学実行委員会の性格」に移るレジュメの(2)を読んでほしい。

委員長：以上の案について、ご異議、ご質問等ないか。賛成の方は、拍手、Meetの方は挙手を願いたい。（全員拍手）全員の賛成が得られたため、承認とする。

委員長：議事(5)「事務局の任務及びその基本姿勢」に移る。レジュメの(3)を読んでほしい。

委員長：以上の案について、ご異議、ご質問等ないか。賛成の方は、拍手、Meetの方は挙手を願いたい。（全員拍手）全員の賛成が得られたので、この内容で承認とする。

委員長：続いて、先程の提案のとおり、京都大学11月祭への環境対策への提案に移る。該当のレジュメを読んでほしい。

委員長：以上の提案について、異議、質問等はないか。賛成する方は、拍手、Meetの方は挙手を願いたい。（全員拍手）全員の賛成が得られたため、承認とする。

委員長：続いて、「「学生等による自主的・主体的11月祭」宣言について」にうつる。該当のレジュメを読んでほしい。

委員長：以上の提案について異議、質問はないか。賛成する方は、拍手、Meetの方は挙手を願

いたい。（全員拍手）全員の賛成が得られたため、承認とする。

委員長：続いて、議事(6)「諸確認点」にうつる。レジュメの(4)を読んでほしい。以上の内容について、異議、質問はないか。賛成の方は拍手、Meetの方は、拳手を願いたい。（全員拍手）全員の賛成が得られたため、承認とする。

委員長：続いて、レジュメの(5)を読んでほしい。以上の案について、異議、質問はないか。賛成の方は拍手、Meetの方は、拳手を願いたい。（全員拍手）全員の賛成が得られたため、承認とする。

委員長：先ほど提案があった通り、関係者以外の事務局員は退出してほしい。その他の参加者の方はしばらく待ってほしい。

委員長：続いて、議事(7)決算報告に移る。

事務局：別紙(1)「京都大学11月祭決算」と題された資料を確認してほしい。

事務局：記載の通り報告する。

委員長：以上の報告について、質問等あるか。賛成の方は拍手、Meetの方は拳手を願いたい。（全員拍手）全員の賛成が得られたため、承認とする。

委員長：議事(8)諸提案に移る。

事務局：レジュメの(7)「統一テーマ公選日程(案)」をご覧ください。レジュメの記載のとおり、統一テーマ公選日程を提案する。

委員長：以上の案について、異議、質問はないか。賛成の方は拍手、Meetの方は拳手を願いたい。（全員拍手）賛成が得られたので、承認とする。

委員長：議事(9)「諸決議」にうつる。レジュメの(8)「原理研究会の11月祭からの追放に関する京都大学11月祭全学実行委員会声明ならびに決議(案)」をご覧ください。以上の案について、異議、質問等はないか。賛成の方は拍手、Meetの方は拳手を願いたい。（全員拍手）全員の賛成が得られたため、承認とする。

委員長：議事(10)「第67回京都大学11月祭における酒類取扱について」にうつる。

事務局：別紙(2)「第67回京都大学11月祭における酒類取扱いについて」と題されたレジュメを
ご一読ください。

委員長：以上の案について、質問等はないか。まず、手前の方からお願ひします。

A：簡単な確認を2つ。「2. 目的」の下から3行目「未成年飲酒」は「20歳未満の飲酒」の誤り
だと思う。訂正をお願いする。もう一つ。昨年度の、総括の全学実行委員会の際に確認が済
んでいるかもしれないが、次年度出展権の停止など、継続的な罰則適用は無いということ
か。以上2点確認。

委員長：こちらについて異議、意見等ある方はいるか。

事務局：1点目は訂正する。申し訳ない。2点目について、次年度の出展停止などの継続的な罰
則適用はない。

委員長：こちらについて異議等はないか。

A：4つほど質問。

1点目、今回の酒類取扱について、昨年度の方針と相違があれば教えていただきたい。

2点目、酒類の取り扱いは大学当局との交渉が必要かと思うが、今年度の大学との交渉姿勢
などあれば教えていただきたい。

3点目、基本規則を今回定めるということについて、今回の11月祭における、事務局の酒類
取扱の方針をご提案いただいているという認識をしているが、基本規則というのはどういう
取り扱いになるのか。毎年細則を定めていると思うが、これは理念的なものということか。
現段階で提示されているものの、段階を教えてほしい。

4点目、「3.(11) 罰則適用手続」について、「軽微な規則違反については、その場で罰則を
適用する略式手続を採用する」とあるが、その理由となっている手続きに一定の時間を要す
ることが理由となることの意味が取れず、一定の時間を要することは軽微な場合でも、重度
な場合でもあるとおもう。おそらく、その場で手続をとれるというのは、客観的に確固たる
証拠があり、本人も認めており、出展停止などの手続きをしないといけないということだと
思うが、時間を要するという部分の意図を汲み取れていない。

委員長：こちらについて、意見はあるか。

事務局：少々待ってほしい。

事務局：1点目。相違点としては、酒類提供模擬店企画の出展数を増加させている。

2点目、大筋は、昨年と同様の姿勢で交渉していく。

3点目、基本規則というものが昨年度の細則という認識で問題ない。名称を変更したのみである。

4点目、軽微な規則違反について。来場者による酒類持ち込みやアルコールパスポートを持たない形での違反を指しており、これらは直ぐに判断がつくが、アルコールパスポートの不所持者に対する酒類提供は、立証に時間を要することから、このような記述を行っている。

委員長：こちらについて、なにか異議、意見等あるか。

A：昨年度の方針との相違は理解した。昨年度から出展数を増やせると判断した理由があれば教えていただきたい。4点目のところについて、略式手続きでない手続き、というのはどういったものを想定しているのか。その場で実務者が事実を持って処罰をするという点が略式だと考えていたため、略式でないのであれば、どのようになるのかについて、認識の相違があるよう思う。略式でない手続きは、全学実に持ち帰って処理を行うものであると想定していた。

事務局：少々待ってほしい。

事務局：出展数について、昨年度酒類提供を希望した企画数が実際の件数より多かったため、需要を考えて増加を検討した。次の、略式以外の手続きについて。違反している情報が来場者などからあった場合、それだけでは処罰が出来ず、事実関係が必要である。このような手続きを略式手続き以外のものと考えている。

A：規則として、文面化されるものではないと思うので、あまり一言一句にこだわるものもあれば、「なお」以降の部分は不要かと思った。なんにせよ事実を判断する本部事務局スタッフが居て、判断を行って罰則を適用するということだと思う。そこに来場者からの情報提供がきっかけでも、本部スタッフの巡回がきっかけでも差はないと思った。このように書くことで、どのような段階になったら全学実にもっていく、などと考えてしまった。個人的には、直した方が良いと思った。

委員長：この回答に対する意見等はあるか。

事務局：確認。この文章に「なお」は二回出てくるが、2文目の「なお、この手続きには～を採用する」の部分でよいか。

A：そのとおりである。

事務局：その部分を削除することで問題ない。

委員長：それ以外にこの内容に異議、質問はあるか。

B：規制内容について。全面禁酒、部分禁酒などと選択肢があるなかで、部分禁酒を採用した理由を知りたい。昨年度部分禁酒を行い、11月祭終了後にアンケートを行ったと思うが、そちらに酒類規制に関する記述があったかと思う。それらを踏まえて規制案を出した点などがあれば教えてほしい。

委員長：こちらについて意見等あるか。

事務局：少々待ってほしい。

事務局：一点目について。全面解禁にしなかったのは、安全性の担保をするため。目的にあるように、11月祭を誰もが楽しめるものとする必要があると考えている。全面禁酒に対するネガティブな印象を持った京大生が多かったように考えている。アンケートの結果としては、酒類規制は第66回のものが妥当であるというものが多かった。酒類提供模擬店企画の店舗数については、アンケートで、少なかったという意見があったため、増加という形を取った。

B：部分禁酒の理由については理解した。2点目の回答について、第66回のままでよいという声を反映したことだったが、事務局側としては、去年の飲酒量であったり、最大のアルコール量を緩和することは検討しているのか。それとも、完全に同じ規制を行うのか。事務局の意見を聞きたい。

委員長：こちらについて、意見等ある方はいるか。

事務局：少々待ってほしい。

事務局：事務局としては、再度検討をして、基本規則で明示する方針である。適正な基準の検討の結果、緩和する形を取る可能性はある。

B：基準については、今後の全学実行委員会で確認が取られるという認識で良いか。

委員長：こちらについて意見等はあるか。

事務局：その認識で問題ない。

委員長：こちらについて意見はあるか。本議題について、その他にご意見、ご質問等あるか。

C：全体的には、特に言うことがない。一つだけ、去年そのような項目があったかは知らないが、「(9) 企画出展者の協力」について、肯定的には見れない。企画出展者、例えば隣の企画が規則を破っていて、それを報告しなかったことで、飲酒をしていなかった企画が罰を受けるなどは不適当だと考える。その他にも、悪くいれば相互監視的な状態になってしまうことはあまり望ましくないと考えている。企画出展者としても、企画を行いたくて出店しているので、そのリソースを他のところに割くべきではないと思っており、肯定的には見ていない。大まかな方針しか書いていないので、事務局さんにはこのあたり検討していただきたいと思っている。今の発言について指摘等あれば教えていただきたい。

委員長：今の発言について、なにか意見等はあるか。

事務局：企画出展者の協力に関しては、企画出展場所へのラミネートの掲示などを考えている。昨年度行っていたことを明示化したものであり、罰則を設ける予定はない。

C：少し安心した。企画出展者の方の負担が軽くなるように規則を定めていただきたい。

委員長：この回答に対して、何かあるか。ほかに全般的に、本議題についてなにかあるか。

委員長：特に無いようなので、承認に移りたい。賛成の方は拍手、Meetの方は挙手を願いたい。（全員拍手）全員の賛成が得られたため、承認とする。続いて、議事(11)「第67回京都大学11月祭における学外者援助について」に移る。

事務局：別紙(3)「第67回京都大学11月祭における学外者援助について」と題されたレジュメを

読んでほしい。

委員長：以上の案について、意見等はあるか。

D：このレジュメ全体としての背景としては、昨年度の全学実行委員会で承認された学外者の援助に関する規制を踏襲して今年もそのような規制を設けるということか。したがって、昨年度からの変更点を教えてほしい。2点目、全学実行委員会が学外者の援助にあたるかどうか判断するとあるが、会議の場などで、このような団体が学外者からの援助を希望する、というのを資料などをもらい、確認するということでよいか。

委員長：こちらについて、意見等はあるか。

事務局：少々待ってほしい。

事務局：レジュメの背景としては、おっしゃっていたもので相違ない。ガイドライン及び手続きについても、昨年度から大きな変更はない。2点目については「(3)規制内容」の⑦において、全学実行委員会がこれらの実務を事務局に委託することを提案している。

D：事務局が行う実務というのは、おっしゃられた内容で承知した。詳細な規制についてはまた出されるかと思うので、そのような実務というのがどのようなものか明記していただけるとありがたい。

委員長：こちらに関して意見はあるか。

A：実務のことについて気になっていた。書き方が悪いのではないか。大枠として、先程の提起で、包括的実務は事務局に委任されている。わざわざ全学実行委員会を主語にする必要はないのではと感じた。全学実行委員会によって承認されている事務局の基本姿勢を当然として踏まえたうえで、規則の作り方として、実務は当然事務局がやって良いものとして、全学実行委員会の決定に基づいて、というところが重要になってくる。具体的には、「これらの実務を委託する」の代わりに、学外者の介入に関する事務局の実務について、全学実行委員会が監視したうえで、何かある場合には全学実行委員会の場で取り扱う。「当該個人、団体の11月祭への参加を認めない」などに関しては、事務局の実務から逸脱しているので、全学実行委員会で扱うということになると思う。そういうことになると、酒類規則とも書き方が違うので、訂正したほうが良いと思われる。

事務局：少々待ってほしい。

事務局：おっしゃる通りと思うので、変更を加え、次回以降の全学実行委員会にて提起する。

委員長：こちらについて、意見はあるか。これ以外について、本議題について意見等あるか。

E：この規制を細則などにするとしても、かなり謙抑的に運営しないと、逆に各企画の自主性が失われるのではないか、と危惧して読んでいた。そのうえで、②について質問だが、学外者の援助を受けることを希望する企画について、事前に申請し、判断を受けるとなっているが、このときに、④で「全学実行委員会の許可を受けていない学外者からの援助を受けることは禁止する。」とあるように、やはり、学外者も名簿にして、事務局に提出されることを想定しているのか。

事務局：少々待ってほしい。

事務局：申請にあたって提出を求める予定しているのは、援助内容や援助に至った経緯などである。ただ、人員提供を受ける場合は、必要に応じて人員を尋ねる可能性がある。

E：それは各団体に対して柔軟に対応するということか。

事務局：その通りだ。

E：全体を通して、そのあたりをクリアにしてほしい。趣旨には賛成しているが、そのあたりがクリアになるとありがたい。

委員長：時間が迫っているため、本議題は承認等は取らず、次回以降の全学実行委員会にて扱うものとする。

事務局：Eからの指摘を踏まえ、次回以降に提起する。

委員長：議事に沿って進めてきたが、以上のこと以外になにか質問、提案のある方はいるか。

F：次の全学実行委員会はいつ頃開催されるのか。

事務局：学外者援助についての承認が取れていないので、6月末までには開催しようかと考えている。

委員長：こちらについて、なにか意見はあるか。

委員長：資料について、パスワードを付けることを希望する方はいらっしゃいますか。

事務局：別紙(2)と、該当の議事録にパスワードを掛けてほしい。大学に閲覧されることを防ぐためである。

委員長：これについて異議等がある方はいるか。（挙手なし）ないようなので、当該部分にパスワードを掛けることとする。

委員長：議事録について、異議、意見等はあるか。

B：議事録そのものについてではないが、11月祭のサイトはまだ公開していないので、この議事録は、どこで公開するのか。

事務局：少々待ってほしい。

事務局：Webサイトが整備できていないため、メールにて問い合わせていただければそちらに返答する形で送信する。

B：メールで問い合わせれば、議事録を公開するということを、広報するということで、問題ないか。

事務局：第67回京都大学11月祭全学実行委員会第1回会議の告知にて、広報している。

委員長：この回答で問題ないか。ないようなので、議事録の承認にうつる。賛成の方は拍手、Meetの方は挙手を願いたい。（全員拍手）全員の賛成が得られたので、承認とする。

委員長：以上をもって、第1回の第67回京都大学11月祭全学実行委員会を終了する。